

教職員互助会からのお知らせ



退職に伴う互助会手続きについて

1. 健康保険と互助会加入の取扱いについて

令和8年3月31日付けで退職（他共済組合へ転出する場合を含む。）し、**公立学校共済組合青森支部組合員の資格を喪失する場合は、当互助会は退会**となります。これは、互助会の加入資格が、「公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員」となっているためです。

互助会は、**退会に伴う手続きは必要ありません**が、**令和8年度以降の健康保健と互助会の加入**については下記のとおりですので、ご自分がどれに該当するのか、確認してみましょう。

互助会加入の取扱いについて（令和8年度）

	退職後の状況※	加入する健康保険※	互助会
1	●再任用フルタイム勤務職員	●公立学校共済組合青森支部	引き続き加入
2	●臨時的任用職員（臨時講師、臨時事務職員等）		
3	●非常勤職員（スクールサポートスタッフ等） 週20時間以上 月額88,000円以上 2カ月を超える任用		
4	●健康保険制度適用の職場に再就職（私立学校職員、民間会社等）	●再就職先の健康保険	退会
5	●再就職しない ●再任用短時間勤務職員 ●非常勤職員（上記3を除く）	●公立学校共済組合青森支部の「任意継続組合員」 ●国民健康保険 ●家族の被扶養者	

※退職後の状況、加入する健康保険は、福利あおもり第191号2ページを参照

1～3の場合で、**引き続き加入を希望しない場合は、「申告書」の提出が必要です**。詳細は別途通知します。（今回から「加入確認書」の提出は不要となりました。）
ご自分の互助会加入の有無は、給与明細書「互助掛金」欄で確認できます。

2. 在職中の給付等について

(1) 在職中の給付・貸付について

① 「医療費補助金」について

在職中（令和8年3月診療分まで）の「医療費補助金」は、令和8年7月下旬頃に個人口座へ自動給付されます。

② 「退職慰労金」について

10年以上在会して退職（他共済組合へ転出する場合を含む。）により退会したとき、在会年数に応じた「退職慰労金」が、令和8年7月下旬頃に個人口座へ自動給付されます。

③ 「生活資金貸付」の未償還金について

退職時に生活資金貸付の未償還金があり、退職手当が支給される場合は、退職手当から控除します。

また、他共済組合へ転出する場合は、即時償還となりますので、互助会から払込書を送付します。

①～③ともに、手続きは不要ですが、①、②を給付するため、届出済の個人口座は、令和8年7月末頃まで解約しないでください。

(2) 互助会員証について

退職後、速やかに「会員証」を互助会へ返送してください。

